

令和5年4月5日

組合長・特別会員 様

小田原食品衛生協会長

「食品表示基準 Q&A」の一部改正について

当協会の事業運営につきましては、日ごろからご協力を賜り厚くお礼申し上げます。  
さて、標記のことについて、(公社)神奈川県食品衛生協会を通じて神奈川県健康  
医療局生活衛生部生活衛生課長から、次のとおり通知がありました。  
つきましては、貴組合員並びに従業員への周知方よろしくお願いいたします。

国通知の概要

新たな遺伝子組換え表示制度に関する改正に係る事項等について、別紙新旧対照  
表のとおり「食品表示基準 Q&A」を一部改正した。

(別紙)

食品表示基準Q&A（新旧対照表）

改正後（新）	改正前（旧）
<p>食品表示基準Q&amp;A（平成27年3月30日消食表第140号）</p> <p>目次</p> <p>はじめに～（GM-24）</p> <p>（GM-25）コーンスナック菓子において、とうもろこしの<u>ほか</u>にコーンスターチが主な原材料として使用されている場合の表示はどうなりますか。</p> <p>（GM-26）～（GM-36）（略）</p> <p>（GM-<u>37</u>）・（GM-<u>38</u>）（略）</p> <p>（GM-<u>39</u>）「遺伝子組換えでない」旨を任意で表示する場合、どのように表示すればよいのですか。また、この場合の表示方法として、「遺伝子組換えでない」、<u>「非遺伝子組換え」</u>という例が示されていますが、この<u>ほか</u>にはどのような表示が考えられますか。</p> <p><u>（削除）</u></p> <p><u>（※改正後の（GM-37）・（GM-38）に移動）</u></p>	<p>食品表示基準Q&amp;A（平成27年3月30日消食表第140号）</p> <p>目次</p> <p>はじめに～（GM-24）</p> <p>（GM-25）コーンスナック菓子において、とうもろこしの<u>他</u>にコーンスターチが主な原材料として使用されている場合の表示はどうなりますか。</p> <p>（GM-26）～（GM-36）（略）</p> <p><u>（※改正前の（GM-39）・（GM-40）から移動）</u></p> <p>（GM-<u>37</u>）「遺伝子組換えでない」旨を任意で表示する場合、どのように表示すればよいのですか。また、この場合の表示方法として、<u>「遺伝子組換えでないものを分別」</u>、「遺伝子組換えでない」という例が示されていますが、この<u>他</u>にはどのような表示が考えられますか。</p> <p><u>（GM-38）「遺伝子組換えでない」旨の任意表示をする場合の表示方法について、もう少し詳しく教えてください。</u></p> <p>（GM-<u>39</u>）・（GM-<u>40</u>）（略）</p>

(GM-40) 「遺伝子組換えでない」旨を任意で表示する場合、原料農産物に遺伝子組換え農産物の混入がないことの確認として、第三者分析機関等による分析は、必ず実施する必要がありますか。

(GM-41) (略)

(GM-42) 「大豆油 (遺伝子組換え)」「でん粉 (遺伝子組換えでない)」のように、対象農産物名以外の原材料名に括弧を付した表示方法は認められないのですか。

(GM-43) ~ (GM-62) (略)

(GM-63) 遺伝子組換え大豆及びとうもろこし が混入しないように 分別生産流通管理 が行われた 旨の表示を付したものについて、5%を超える遺伝子組換えの混入があることが判明した場合など、不適正な表示については、どのような措置がとられるのですか。

(GM-64) (略)

別添 ゲノム編集技術応用食品に関する事項～別添 食品添加物の不使用表示に関するガイドライン

はじめに ~ (生鮮-68) (略)

(GM-41) 令和5年4月1日以降、「遺伝子組換えでない」旨を任意で表示する場合 の条件が変更になりますが、原料農産物に遺伝子組換え農産物の混入がないことの確認として、第三者分析機関等による分析は、必ず実施する必要がありますか。

(GM-42) (略)

(GM-43) 「大豆油 (遺伝子組換え でない)」「でん粉 (遺伝子組換えでない)」のように、対象農産物名以外の原材料名に括弧を付した表示方法は認められないのですか。

(GM-44) ~ (GM-63) (略)

(GM-64) 非遺伝子組換え大豆及びとうもろこし を 分別生産流通管理 し、「遺伝子組換えでない」旨の表示を付したものについて、5%を超える遺伝子組換えの混入があることが判明した場合など、不適正な表示については、どのような措置がとられるのですか。

(GM-65) (略)

別添 ゲノム編集技術応用食品に関する事項～別添 食品添加物の不使用表示に関するガイドライン

はじめに ~ (生鮮-68) (略)

(生鮮-69) 食品関連事業者以外の販売者が容器包装に入れられた生鮮食品を販売する際に必要な表示を教えてください。

(答)

記載事項は以下のとおりです。

- 1 (略)
- 2 横断的事項 (該当する場合に限る。)
  - ② (略)
  - ③ 遺伝子組換え農産物に関する事項 (分別生産流通管理が行われた遺伝子組換え農産物である旨の表示、遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物が分別されていない旨の表示並びに遺伝子組換え農産物が混入しないように分別生産流通管理が行われた旨の表示 (遺伝子組換え農産物の混入がないと認められる対象農産物である旨の表示を含む。)に限る。)
  - ④ (略)
- 3 (略)

(生鮮-70) ~ (雑則-2) (略)

(雑則-3) 表示の根拠となる書類は、どの程度の期間保存する必要があるのですか。

(答)

少なくとも、食品が製造されてから消費されるまでの間、表示に関する書類を保存する必要があると考えます。それぞれの事業者等が取り扱う食品の流通、消費の実態等に応じ、自らの表示に対する責任を果たせるよう、合理的な保存期間 (例えば、賞味期限が3年の食品であれば、少なくとも3年) を設定

(生鮮-69) 食品関連事業者以外の販売者が容器包装に入れられた生鮮食品を販売する際に必要な表示を教えてください。

(答)

記載事項は以下のとおりです。

- 1 (略)
- 2 横断的事項 (該当する場合に限る。)
  - ② (略)
  - ③ 遺伝子組換え農産物に関する事項 (遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物が分別されていない旨の表示並びに分別生産流通管理が行われた非遺伝子組換え農産物である旨の表示に限る。)
  - ④ (略)
- 3 (略)

(生鮮-70) ~ (雑則-2) (略)

(雑則-3) 表示の根拠となる書類は、どの程度の期間保存する必要があるのですか。

(答)

少なくとも、食品が製造されてから消費されるまでの間、表示に関する書類を保存する必要があると考えます。それぞれの事業者等が取り扱う食品の流通、消費の実態等に応じ、自らの表示に対する立証責任を果たせるよう、合理的な保存期間 (例えば、賞味期限が3年の食品であれば、少なくとも3年) を

していただくことが望ましいと考えています。

なお、原料原産地表示のうち、「又は表示」、「大括り表示」等を使用できる条件として求められる根拠資料等の保管期間については、(別添 新たな原料原産地表示制度 (原原-40)) を参照してください。

(雑則-4) ~ (雑則-6) (略)

別添 製造所固有記号~別添 アレルゲンを含む食品に関する表示 (略)

別添 遺伝子組換え食品に関する事項

(GM-1) 遺伝子組換え食品の表示制度はどのような制度ですか。(遺伝子組換え食品の表示制度の概要について教えてください。)

(答)

1 ~ 3 (略)

4 表示ルールの主なポイントは次のとおりです。

① (略)

② 任意表示

ア 油やしょうゆなどの加工食品

油やしょうゆなど、組み換えられたDNA及びこれによって生じたたんぱく質が加工工程で除去・分解され、広く認められた最新の検出技術によってもその検出が不可能とされている加工食品については、遺伝子組換えに関する表示義務はありません。これは、非遺伝子組換え農産物から製造した油やしょうゆと科学的に品質上の差異がないためです。

設定していただくことが望ましいと考えています。

なお、原料原産地表示のうち、「又は表示」、「大括り表示」等を使用できる条件として求められる根拠資料等の保管期間については、(別添 新たな原料原産地表示制度 (原原-40)) を参照してください。

(雑則-4) ~ (雑則-6) (略)

別添 製造所固有記号~別添 アレルゲンを含む食品に関する表示 (略)

別添 遺伝子組換え食品に関する事項

(GM-1) 遺伝子組換え食品の表示制度はどのような制度ですか。(遺伝子組換え食品の表示制度の概要について教えてください。)

(答)

1 ~ 3 (略)

4 表示ルールの主なポイントは次のとおりです。

① (略)

② 任意表示

ア 油やしょうゆなどの加工食品

油やしょうゆなど、組み換えられたDNA及びこれによって生じたたんぱく質が加工工程で除去・分解され、広く認められた最新の検出技術によってもその検出が不可能とされている加工食品については、遺伝子組換えに関する表示義務はありません。これは、非遺伝子組換え農産物から製造した油やしょうゆと科学的に品質上の差異がないためです。

ただし、任意で遺伝子組換え農産物が混入しないように分別生産流通管理が行われた旨を表示することは可能です。この際、どのような原料を使用しているかについて、分別生産流通管理の証明書を保有するほか、第三者分析機関による分析結果により原料の品質を担保する等、表示の根拠となる資料を有することが望ましいと考えます。

イ 遺伝子組換え農産物が混入しないように分別生産流通管理が行われた対象農産物及びこれを原材料とする加工食品

遺伝子組換え農産物が混入しないように分別生産流通管理が行われた対象農産物及びこれを原材料とする加工食品については、遺伝子組換えに関する表示義務はありません。

ただし、任意で、分別生産流通管理を行っている旨又は「遺伝子組換えでない」旨の表示をすることは可能です。なお、「遺伝子組換えでない」旨の表示は、分別生産流通管理を行った上で、遺伝子組換え農産物の混入がないと認められる対象農産物及びこれを原材料とする加工食品に限り、表示することができます。

③ (略)

④ 「意図せざる混入」

分別生産流通管理が適切に行われた場合でも、遺伝子組換え農産物の一定の混入は避けられないことから、分別生産流通管理が適切に行われていれば、このような一定の「意図せざる混入」がある場合でも、分別生産流通管理を行っている旨の表示をすることができることとしています。

なお、この場合、大豆及びとうもろこしについて、5%以下の意図せざ

ただし、任意で遺伝子組換えに関する表示をすることは可能です。この際、特に「遺伝子組換えでない」旨を表示する場合には、どのような原料を使用しているかについて、分別生産流通管理の証明書を保有するほか、第三者分析機関による分析結果により原料の品質を担保する等、表示の根拠となる資料を有することが望ましいと考えます。

イ 遺伝子組換え農産物が混入しないように分別生産流通管理が行われた対象農産物及びこれを原材料とする加工食品

遺伝子組換え農産物が混入しないように分別生産流通管理が行われた対象農産物及びこれを原材料とする加工食品については、遺伝子組換えに関する表示義務はありません。

ただし、任意で、分別生産流通管理を行っている旨又は「遺伝子組換えでない」旨の表示をすることは可能です。なお、令和5年4月1日以降、「遺伝子組換えでない」旨の表示は、分別生産流通管理を行った上で、遺伝子組換え農産物の混入がないと認められる対象農産物及びこれを原材料とする加工食品に限り、表示することができるようになりますので、御注意ください。

③ (略)

④ 「意図せざる混入」

分別生産流通管理が適切に行われた場合でも、遺伝子組換え農産物の一定の混入は避けられないことから、分別生産流通管理が適切に行われていれば、このような一定の「意図せざる混入」がある場合でも、分別生産流通管理を行っている旨又は「遺伝子組換えでない」旨の表示をすることができることとしています。(令和5年4月1日以降は、分別生産流通管理を

る混入が認められています。

※ (略)

⑤・⑥ (略)

5 (略)

(GM-2) 表示の基本的な考え方に関し、以下の2点について教えてください。

- ① 油やしょうゆなどの食品に表示が義務付けられていないのはなぜですか。
- ② 意図せざる混入の許容混入率が設定されているのはなぜですか。

(答)

(①について) (略)

(②について)

1 (略)

2 また、遺伝子組換え農産物が混入しないように分別生産流通管理が適切に行われている場合及び混入が意図的に行われたものではない場合に限り、分別流通管理が適切に行われた対象農産物として取り扱うことができます。分別生産流通管理が適切に行われていない場合又は意図的に遺伝子組換え農産物を混入させた場合には、5%以下の混入率であっても、分別生産流通管

行っている旨の表示に限ります。

なお、この場合、大豆及びとうもろこしについて、5%以下の意図せざる混入が認められています。

※ (略)

⑤・⑥ (略)

5 (略)

(GM-2) 表示の基本的な考え方に関し、以下の2点について教えてください。

- ① 油やしょうゆなどの食品に表示が義務付けられていないのはなぜですか。
- ② 意図せざる混入の許容混入率が設定されているのはなぜですか。

(答)

(①について) (略)

(②について)

1 (略)

2 また、遺伝子組換え農産物が混入しないように分別生産流通管理が適切に行われている場合及び混入が意図的に行われたものではない場合に限り、分別流通管理が適切に行われた対象農産物として取り扱うことができます。分別生産流通管理が適切に行われていない場合又は意図的に遺伝子組換え農産物を混入させた場合には、5%以下の混入率であっても、分別生産流通管

理が行われた対象農産物とはみなされないこと、すなわち、分別生産流通管理を行っている旨の表示をすることはできないことに留意する必要があります。

言い換えれば、PCR法等の科学的な検出方法により混入率が5%以下であることが判明した場合であっても、適切な分別生産流通管理が行われていない限り、分別生産流通管理を行っている旨の表示は不適正な表示となります。すなわち、このような場合は、本来、「遺伝子組換え不分別である」旨の表示をしなければならなかったということになります。

5%より高い混入率についても、このような高いレベルの混入は、分別生産流通管理が行われなかった、又は適切に行われなかったことを示すことから、分別生産流通管理を行っている旨の表示をすることはできません。

### (削除)

(GM-3) ~ (GM-20) (略)

(GM-21) 食品表示基準別表第17大豆(枝豆及び大豆もやしを含む。)の項12の「大豆粉を主な原材料とするもの」とは具体的にどのようなものが考えられますか。

(答)

大豆粉そのものや、大豆粉に**ほか**の粉類を混合した製品を販売する場合など

理が行われた対象農産物とはみなされないこと、すなわち、分別生産流通管理を行っている旨**又は「非遺伝子組換えである」旨**の表示をすることはできないことに留意する必要があります。

言い換えれば、PCR法等の科学的な検出方法により混入率が5%以下であることが判明した場合であっても、適切な分別生産流通管理が行われていない限り、分別生産流通管理を行っている旨**又は「遺伝子組換えでない」旨**の表示は、不適正な表示となります。すなわち、このような場合は、本来、「遺伝子組換え不分別である」旨の表示をしなければならなかったということになります。

5%より高い混入率についても、このような高いレベルの混入は、分別生産流通管理が行われなかった、又は適切に行われなかったことを示すことから、分別生産流通管理を行っている旨**又は「遺伝子組換えでない」旨**の表示をすることはできません。

3 なお、令和5年4月1日以降、「遺伝子組換えでない」旨の表示は、適切に分別生産流通管理を行った上で、遺伝子組換え農産物の混入がないと認められる対象農産物及びこれを原材料とする加工食品に限り、表示することができるようになりますので、御注意ください。

(GM-3) ~ (GM-20) (略)

(GM-21) 食品表示基準別表第17大豆(枝豆及び大豆もやしを含む。)の項12の「大豆粉を主な原材料とするもの」とは具体的にどのようなものが考えられますか。

(答)

大豆粉そのものや、大豆粉に**他**の粉類を混合した製品を販売する場合などが



が考えられます。

(GM-22) ~ (GM-24) (略)

(GM-25) コーンスナック菓子において、とうもろこしのほかにコーンスターチが主な原材料として使用されている場合の表示はどうなりますか。

(答)

(略)

(GM-26) ~ (GM-36) (略)

(GM-37) 適切に分別生産流通管理を行っている旨を任意で表示する場合、どのように表示すればよいのですか。また、この場合の表示方法として、どのような表示が考えられますか。

(答)

1 遺伝子組換え農産物が混入しないように分別生産流通管理を行った対象農産物を原材料とする場合の加工食品の表示方法に従い、原材料名のみを表示するか又は当該原材料名の次に括弧を付して若しくは容器包装の見やすい箇所に当該原材料名に対応させて分別生産流通管理を行っている旨を表示できます。

なお、加工食品が原材料1種類のみで構成されている場合（例えば、きな粉など）については、原材料名の表示を省略することができるため、名称のみを表示するか、又は当該原材料名を表示し、原材料名の次に括弧を付して若しくは容器包装の見やすい箇所に当該原材料名に対応させて、分別生産流通管理を行っている旨を表示できます。

考えられます。

(GM22) ~ (GM-24) (略)

(GM-25) コーンスナック菓子において、とうもろこしの他にコーンスターチが主な原材料として使用されている場合の表示はどうなりますか。

(答)

(略)

(GM-26) ~ (GM-36) (略)

(※改正前の (GM-39) から移動)

2 適切に分別生産流通管理を行っている旨の表示をする場合、遺伝子組換え農産物と非遺伝子組換え農産物を分けて生産、流通及び製造・加工の各段階で管理を行っていることが分かるように表示してください。表示の読み手の主観によって左右されるような表現（例えば、「遺伝子組換えとうもろこしはほぼ含まれていません。」、「大豆の分別管理により、できる限り遺伝子組換えの混入を減らしています。」等）は、消費者の正しい選択を妨げるおそれがありますので、避けるべきと考えます。また、適切に分別生産流通管理をしたが、遺伝子組換え農産物の混入がある大豆及びとうもろこしに対して、遺伝子組換えの混入がない原材料であると消費者が誤解するような表示（例えば、「遺伝子組換えでないものを分別」等）は、不適正な表示となります。

（一括表示事項欄に表示する場合の例）

「大豆（遺伝子組換えの混入を防ぐため分別）」

「大豆（遺伝子組換え混入防止管理済）」等

（一括表示事項欄外に表示する場合の例）

「大豆は、遺伝子組換えのものと分けて管理したものを使用しています。」

「原材料に使用している大豆は、遺伝子組換えの混入を防ぐため分別生産流通管理を行っています。」等

3 （略）

（GM-38）分別生産流通管理を行っている旨を任意で表示する場合、「IPハンドリング」という表現を使用することは可能ですか。

（答）

IPハンドリングは、Identity Preserved Handling の略です。「IPハンド

（※改正前の（GM-40）から移動）

リング」、「IP管理」など日本語と組み合わせた表現であれば、「分別生産流通管理」の文言に代えて表示に使用することができます。(GM-45 参照)

(GM-39)「遺伝子組換えでない」旨を任意で表示する場合、どのように表示すればよいのですか。また、この場合の表示方法として、「遺伝子組換えでない」、「非遺伝子組換え」という例が示されていますが、このほかにはどのような表示が考えられますか。

(答)

適切に分別生産流通管理を行った上で、遺伝子組換え農産物の混入がないと認められる対象農産物を原材料とする場合に限り、分別生産流通管理が行われた旨の表示に代えて、「非遺伝子組換え農産物を使用した」旨を表示できます。

また、食品表示基準第3条第2項の表の遺伝子組換え食品に関する事項の規定では、「遺伝子組換えでない」、「非遺伝子組換え」という例を挙げています。しかし、このほかにも、遺伝子組換え農産物の混入がない非遺伝子組換え農産物であることが消費者に明瞭に分かる表示であれば、構いません。

(GM-37)「遺伝子組換えでない」旨を任意で表示する場合、どのように表示すればよいのですか。また、この場合の表示方法として、「遺伝子組換えでないものを分別」、「遺伝子組換えでない」という例が示されていますが、この他にはどのような表示が考えられますか。

(答)

遺伝子組換え農産物が混入しないように分別生産流通管理が行われた対象農産物を使用した場合の加工食品の表示方法に従い、原材料名のみを表示するか又は当該原材料名の次に括弧を付して「分別生産流通管理を行っている旨」若しくは「非遺伝子組換え農産物を使用した」旨を表示できます。

なお、加工食品が原材料1種類のみで構成されている場合(例えば、きな粉など)については、原材料名の表示を省略することができるため、名称のみを表示するか、又は当該原材料名を表示し、原材料名の次に括弧を付して「分別生産流通管理を行っている旨」若しくは「非遺伝子組換え農産物を使用した」旨を表示できます。

また、食品表示基準第3条第2項の表の遺伝子組換え食品に関する事項の規定では、好ましい表現として、「遺伝子組換えでないものを分別」、「遺伝子組換えでない」という例を挙げています。しかし、この他にも、分別生産流通管理が行われた非遺伝子組換え農産物であることが消費者に明瞭に分かる表示(例：非遺伝子組換え)であれば、構いません。

令和5年4月1日以降、「遺伝子組換えでない」旨の表示は、適切に分別生産流通管理を行った上で、遺伝子組換え農産物の混入がないと認められる対象農産物及びこれを原材料とする加工食品に限り、表示できるようになりますので、御注意ください。(GM-41 参照)

(削除)

(GM-38)「遺伝子組換えでない」旨の任意表示をする場合の表示方法について、もう少し詳しく教えてください。

(答)

1 「遺伝子組換えでない」旨の表示は任意ですが、表示する場合は、食品表示基準第3条第2項の表の遺伝子組換え食品に関する事項の規定に従う必要があります。

2 一括表示事項欄に表示する場合は、原材料名の次に括弧を付して「遺伝子組換えでない」等、分別生産流通管理が行われた非遺伝子組換え農産物である旨を表示します。

一括表示事項欄外に表示する場合も、一括表示の場合と同様、「遺伝子組換え〇〇ではありません」等、分別生産流通管理が行われた非遺伝子組換え農産物を使用している旨を表示してください。

3 なお、食品表示基準別表第17に掲げる農産物以外の農産物及びこれらを原材料とする加工食品については、当該農産物に関し、遺伝子組換えでないことの表示を禁止しています。

(※改正後の(GM-37)に移動)

(GM-39) 適切に分別生産流通管理を行っている旨を任意で表示する場合、どのように表示すればよいのですか。また、この場合の表示方法として、どのような表示が考えられますか。

(答)

(新設)

1 適切に分別生産流通管理を行っている旨の表示をする場合、遺伝子組換え

農産物と非遺伝子組換え農産物を分けて生産、流通及び製造・加工の各段階で管理を行っていることが分かるように表示してください。表示の読み手の主観によって左右されるような表現（例えば、「遺伝子組換えとうもろこしはほぼ含まれていません。」、「大豆の分別管理により、できる限り遺伝子組換えの混入を減らしています。」等）は、消費者の正しい選択を妨げるおそれがありますので、避けるべきと考えます。また、令和5年4月1日以降は、適切に分別生産流通管理をしたが、遺伝子組換え農産物の混入がある大豆及びとうもろこしに対して、遺伝子組換えの混入がない原材料であると消費者が誤解するような表示（例えば、「遺伝子組換えでないものを分別」等）は、不適正な表示となります。

（一括表示事項欄に表示する場合の例）

「大豆（分別生産流通管理済み）」

「大豆（遺伝子組換え混入防止管理済）」 等

（一括表示事項欄外に表示する場合の例）

「大豆は、遺伝子組換えのものと分けて管理したものを使用しています。」

「原材料に使用している大豆は、遺伝子組換えの混入を防ぐため分別生産流通管理を行っています。」 等

2 （略）

（GM-40）分別生産流通管理を行っている旨を任意で表示する場合、「IPハンドリング」という表現を使用することは可能ですか。

（答）

IPハンドリングは、Identity Preserved Handling の略です。「IPハンド

（※改正後の（GM-38）に移動）

(GM-40) 「遺伝子組換えでない」旨を任意で表示する場合、原料農産物に遺伝子組換え農産物の混入がないことの確認として、第三者分析機関等による分析は、必ず実施する必要がありますか。

(答)

1 原材料名の次に括弧を付して又は一括表示事項欄外の分かりやすい箇所に「遺伝子組換えでない」、「非遺伝子組換え」等、非遺伝子組換え農産物である旨を示す文言を任意で表示する場合は、遺伝子組換え農産物が混入しないように適切に分別生産流通管理が行われたことを確認することが前提であり、原料農産物に遺伝子組換え農産物が混入していないことが必要です。

第三者分析機関等による分析結果は、事業者における遺伝子組換え農産物が混入していないことの確認方法の一つとして有効ですが、それを任意表示の必須の条件とするものではありません。

2 (略)

(GM-41) 原料農産物に遺伝子組換え農産物の混入がないことを確認するための分析を第三者分析機関で実施する場合、依頼する分析機関の指定はありますか。

(答)

1・2 (略)

リング」、「IP管理」など日本語と組み合わせた表現であれば、「分別生産流通管理」の文言に代えて表示に使用することができます。(GM-46参照)

(GM-41) 令和5年4月1日以降、「遺伝子組換えでない」旨を任意で表示する場合の条件が変更になりますが、原料農産物に遺伝子組換え農産物の混入がないことの確認として、第三者分析機関等による分析は、必ず実施する必要がありますか。

(答)

1 令和5年4月1日以降は、原材料名の次に括弧を付して又は一括表示事項欄外の分かりやすい箇所に「遺伝子組換えでない」、「非遺伝子組換え」等、非遺伝子組換え農産物である旨を示す文言を任意で表示する場合は、遺伝子組換え農産物が混入しないように適切に分別生産流通管理が行われたことを確認することが前提であり、原料農産物に遺伝子組換え農産物が混入していないことが必要です。

第三者分析機関等による分析結果は、事業者における遺伝子組換え農産物が混入していないことの確認方法の一つとして有効ですが、それを任意表示の必須の条件とするものではありません。

2 (略)

(GM-42) 原料農産物に遺伝子組換え農産物の混入がないことを確認するための分析を第三者分析機関で実施する場合、依頼する分析機関の指定はありますか。

(答)

1・2 (略)

3 なお、第三者分析機関や自社で行った分析の結果で問題がない場合であっても、行政が行う科学的検証及び社会的検証において、使用する原料農産物に遺伝子組換え農産物が含まれることが確認された場合、「遺伝子組換えでない」という表示は、不適正な表示となります。

(GM-42)「大豆油 (遺伝子組換え)」「でん粉 (遺伝子組換えでない)」のように、対象農産物名以外の原材料名に括弧を付した表示方法は認められないのですか。

(答)

1 遺伝子組換えに関する表示をする場合、原材料名 (対象農産物については当該農産物の名称) の次に括弧を付し、当該農産物が

①・② (略)

③ 遺伝子組換え農産物が混入しないように分別生産流通管理を行っている旨 (「遺伝子組換え混入防止管理済み」等の表示)

④ 適切に分別生産流通管理を行った上で、遺伝子組換え農産物の混入がないと認められる対象農産物である旨 (「遺伝子組換えでない」等の表示)

のいずれかを表示することとされており、対象農産物を明確に示す必要があります。

2 このため、「大豆油 (大豆 (遺伝子組換え))」、「ばれいしょでん粉 (ばれいしょ (遺伝子組換えでない))」等と表記するのが基本ですが、大豆油やばれいしょでん粉の場合、当該対象農産物から製造されていることが原材料名から明らかに分かるので、表示が煩雑になって見にくい場合があることも考慮し、原材料名について「大豆油 (遺伝子組換え)」、「ばれいしょでん粉 (遺伝子組換えでない)」等と表示しても差し支えありません。

3 なお、令和5年4月1日以降は、第三者分析機関や自社で行った分析の結果で問題がない場合であっても、行政が行う科学的検証及び社会的検証において、使用する原料農産物に遺伝子組換え農産物が含まれることが確認された場合、「遺伝子組換えでない」という表示は、不適正な表示となります。

(GM-43)「大豆油 (遺伝子組換えでない)」「でん粉 (遺伝子組換えでない)」のように、対象農産物名以外の原材料名に括弧を付した表示方法は認められないのですか。

(答)

1 遺伝子組換えに関する表示をする場合、原材料名 (対象農産物については当該農産物の名称) の次に括弧を付し、当該農産物が

①・② (略)

③ 分別生産流通管理が行われた非遺伝子組換え農産物である旨 (「遺伝子組換えでない」等の表示)

のいずれかを表示することとされており、対象農産物を明確に示す必要があります。

2 このため、「大豆油 (大豆 (遺伝子組換え))」、「ばれいしょでん粉 (ばれいしょ (遺伝子組換えでない))」等と表記するのが基本ですが、大豆油やばれいしょでん粉の場合、当該対象農産物から製造されていることが原材料名から明らかに分かるので、表示が煩雑になって見にくい場合があることも考慮し、原材料名について「大豆油 (遺伝子組換えでない)」、「大豆油 (遺伝子組換えでない大豆を使用)」、「ばれいしょでん粉 (遺伝子組換えでない)」等と表示しても差し支えありません。

3 一方、原材料名からは当該対象農産物から製造されていることが一般に明らかでないと考えられる場合(例:植物油、でん粉)には、「植物油(大豆(遺伝子組換え))」、「でん粉(ばれいしょ(遺伝子組換えでない))」等と、対象農産物を明確に示して表示する必要があります。

(GM-43) (略)

(GM-44) 分別生産流通管理を行っていない対象農産物を副原料として使用している加工食品や、義務表示でない油や添加物等の原材料に分別生産流通管理を行っていない対象農産物を使用している加工食品について、「遺伝子組換え不使用」「遺伝子組換えでない」等、商品全体について「遺伝子組換えでない」旨を強調する表示をすることはできますか。

(答)

1 (略)

2 「遺伝子組換え原料不使用」等の強調表示については、その表示を見る消費者は、その食品中のどの原材料が遺伝子組換えであるのか否かを特定できず、一般には、その食品に使用されている全ての原材料が適切に分別生産流通管理を行った上で、遺伝子組換え農産物の混入がないと認められる対象農産物から成ると認識するものと考えられますので、消費者の誤認を防止する観点から、このような表示をする場合には、全ての原材料について分別生産流通管理を行った上で、遺伝子組換え農産物の混入がないことが認められる必要があります。すなわち、以下の①及び②のような場合であっても、その製品に使用されている全ての原材料について分別生産流通管理を行った遺伝子組換え農産物の混入がないと認められる対象農産物を使用していない

3 一方、原材料名からは当該対象農産物から製造されていることが一般に明らかでないと考えられる場合(例:植物油、でん粉)には、「植物油(大豆(遺伝子組換えでない))」、「でん粉(ばれいしょ(遺伝子組換えでない))」等と、対象農産物を明確に示して表示する必要があります。

(GM-44) (略)

(GM-45) 分別生産流通管理を行っていない対象農産物を副原料として使用している加工食品や、義務表示でない油や添加物等の原材料に分別生産流通管理を行っていない対象農産物を使用している加工食品について、「遺伝子組換え不使用」「遺伝子組換えでない」等、商品全体について「遺伝子組換えでない」旨を強調する表示をすることはできますか。

(答)

1 (略)

2 「遺伝子組換え原料不使用」等の強調表示については、その表示を見る消費者は、その食品中のどの原材料が遺伝子組換えであるのか否かを特定できず、一般には、その食品に使用されている全ての原材料が分別生産流通管理を行った非遺伝子組換えの農産物からなると認識するものと考えられますので、消費者の誤認を防止する観点から、このような表示をする場合には、全ての原材料について分別生産流通管理が行われている必要があります。すなわち、以下の①及び②のような場合であっても、その製品に使用されている全ての原材料について分別生産流通管理を行った遺伝子組換えでない対象農産物を使用していない限り、「遺伝子組換え不使用」等の強調表示をすることはできません。



限り、「遺伝子組換え不使用」等の強調表示をすることはできません。

① 主な原材料には分別生産流通管理が行われ、遺伝子組換え農産物の混入がないと認められた農産物を使用しているも、副原料（主な原材料でない原材料）として、分別生産流通管理が行われたことを確認していない農産物又はこれを原材料とする加工食品を使用している場合

例 1) 遺伝子組換えでない大豆を主な原材料として使用した弁当の 4 番目の原材料として、不分別とうもろこしを使用

例 2) 遺伝子組換えでない大豆を主な原材料として使用した豆腐ハンバーグに、不分別とうもろこしから製造されたコーンスターチをつなぎとしてごく少量（全原材料に占める重量比が 5%未満）添加

② 分別生産流通管理を行っていない農産物を原材料として使用した食品表示基準別表第 17 に掲げる加工食品以外の食品（油やしょうゆ等の義務表示の対象でない加工食品）を原材料として使用している場合

例) 遺伝子組換えでないばれいしょを主な原材料として使用したポテトチップスに、不分別大豆から製造された大豆油を使用

○ 表示例 [大豆油を使用したポテトチップス]

× 誤った強調表示の例：(ばれいしょについては分別生産流通管理が行われ、遺伝子組換え農産物の混入がないと認められるものであるが、大豆油の原材料の大豆は不分別である場合)

【強調表示】「遺伝子組換え原材料不使用」

+

【一括表示】

名称	〇〇
原材料名	ばれいしょ（遺伝子組換えでない）、大豆油、〇〇、

① 主な原材料には分別生産流通管理が行われた農産物を使用しているも、副原料（主な原材料でない原材料）として、分別生産流通管理が行われたことを確認していない農産物又はこれを原材料とする加工食品を使用している場合

例 1) 遺伝子組換えでない大豆を主な原材料として使用した弁当の 4 番目の原材料として、不分別とうもろこしを使用

例 2) 遺伝子組換えでない大豆を主な原材料として使用した豆腐ハンバーグに、不分別とうもろこしから製造されたコーンスターチをつなぎとしてごく少量（全原材料に占める重量比が 5%未満）添加

② 分別生産流通管理を行っていない農産物を原材料として使用した食品表示基準別表第 17 に掲げる加工食品以外の食品（油やしょうゆ等の義務表示の対象でない加工食品）を原材料として使用している場合

例) 遺伝子組換えでないばれいしょを主な原材料として使用したポテトチップスに、不分別大豆から製造された大豆油を使用

○ 表示例 [大豆油を使用したポテトチップス]

× 誤った強調表示の例：(ばれいしょについては分別生産流通管理が行われたたものであるが、大豆油の原材料の大豆は不分別である場合)

【強調表示】「遺伝子組換え原材料不使用」

+

【一括表示】

名称	〇〇
原材料名	ばれいしょ（遺伝子組換えでない）、大豆油、〇〇、

××  
...

又は

名称 ○○  
原材料名 ばれいしょ、大豆油、○○、××  
...

※ 上の例の場合、主な原材料であるばれいしょについて分別生産流通管理が行われ、遺伝子組換え農産物の混入がないと認められるものであっても、大豆油の原材料である大豆は分別生産流通管理が行われた非遺伝子組換え農産物ではないため、商品全体について「遺伝子組換え原材料不使用」との強調表示をすることはできない。(このような強調表示をせず、上記のような一括表示であれば、可。)

※ 大豆油は義務表示の対象品目ではないので、遺伝子組換えに関する表示を省略している。

◎ 正しい強調表示の例：(ばれいしょ、大豆油の原材料の大豆ともに、分別生産流通管理が行われ、遺伝子組換え農産物の混入がないと認められるものである場合)

【強調表示】「遺伝子組換え原材料不使用」

+

【一括表示】

名称 ○○  
原材料名 ばれいしょ、大豆油、○○、××  
...

又は

××  
...

又は

名称 ○○  
原材料名 ばれいしょ、大豆油、○○、××  
...

※ 上の例の場合、主な原材料であるばれいしょについて分別生産流通管理が行われていても、大豆油の原材料である大豆は分別生産流通管理が行われた非遺伝子組換え農産物ではないため、商品全体について「遺伝子組換え原材料不使用」との強調表示をすることはできない。(このような強調表示をせず、上記のような一括表示であれば、可。)

※ 大豆油は義務表示の対象品目ではないので、遺伝子組換えに関する表示を省略している。

◎ 正しい強調表示の例：(ばれいしょ、大豆油の原材料の大豆ともに、分別生産流通管理が行われたものである場合)

【強調表示】「遺伝子組換え原材料不使用」

+

【一括表示】

名称 ○○  
原材料名 ばれいしょ、大豆油、○○、××  
...

又は

名称 ○○  
 原材料名 ばれいしょ（遺伝子組換えでない）、大豆油（遺伝子組換えでない）、○○、××  
 ……

(削除)

(GM-45) (略)

- (GM-46) ① 国産大豆、とうもろこし及びばれいしょ  
 ② 北米産以外的大豆、とうもろこし及びばれいしょ  
 ③ コンテナや袋詰めで輸送される大豆、とうもろこし及びばれいしょ加工品  
 ④ 菜種、綿実、アルファルファ、てん菜及びからしな  
 ⑤ ハワイ州産以外の生鮮パパイヤ  
 ⑥ 遺伝子組換え農産物を商業栽培していない国

についても、分別生産流通管理が必要なのですか。また、どのような分別生産流通管理をすればよいのですか。

(答)  
 (①について)

現在のところ、我が国において商業栽培が行われている遺伝子組換え農産物はありません。したがって、国産農産物である場合には、輸入農産物の混入の可能性が生じない限り、現時点では、「流通マニュアル」に準じた分別生産流通

名称 ○○  
 原材料名 ばれいしょ（遺伝子組換えでない）、大豆油（遺伝子組換えでない）、○○、××  
 ……

※ 令和5年4月1日以降、「遺伝子組換えでない」旨の表示は、適切に分別生産流通管理を行った上で、遺伝子組換え農産物の混入がないと認められる対象農産物及びこれを原材料とする加工食品に限り、表示することができることとなりますので、御注意ください。

(GM-46) (略)

- (GM-47) ① 国産大豆、とうもろこし及びばれいしょ  
 ② 北米産以外的大豆、とうもろこし及びばれいしょ  
 ③ コンテナや袋詰めで輸送される大豆、とうもろこし及びばれいしょ加工品  
 ④ 菜種、綿実、アルファルファ、てん菜及びからしな  
 ⑤ ハワイ州産以外の生鮮パパイヤ  
 ⑥ 遺伝子組換え農産物を商業栽培していない国

についても、分別生産流通管理が必要なのですか。また、どのような分別生産流通管理をすればよいのですか。

(答)  
 (①について)

現在のところ、我が国において商業栽培が行われている遺伝子組換え農産物はありません。したがって、国産農産物である場合には、輸入農産物の混入の可能性が生じない限り、現時点では、「流通マニュアル」に準じた分別生産流通

管理は必要ありませんが、輸入農産物との混入の可能性が生じる段階、具体的には国産品と輸入品の両方を取り扱っている問屋等以降の段階においては「流通マニュアル」(GM-45 参照) 又はこれに準じた方法により管理及び確認をしてください。

(②について) (略)

(③について)

コンテナや袋詰めで輸送される大豆、とうもろこし及びばれいしょ加工品については、当該農産物又は加工食品がコンテナや袋詰めされる以前の生産、流通の段階と、コンテナや袋詰め時の密封状態が解かれた以降の流通、加工の段階において、「流通マニュアル」又はこれに準じた方法により管理及び確認をすることが必要です。コンテナや袋詰めされている間は、ほかの農産物(又はほかの農産物を原材料とするほかの加工食品)と混ざることはありませんので、その積み卸し等があったとしても、その間の特段の管理及び確認の必要はありません。

(④について) (略)

(⑤について)

遺伝子組換え農産物を商業栽培していないハワイ州以外の生鮮パパイヤについては、生鮮食品の表示基準における原産地表示の義務付け及び(GM-45)の4のシール貼付により、ハワイ州産パパイヤと混入する可能性はないと考えられることから、日本国内において「流通マニュアル」に準じた分別生産流通管理を実施する必要はありません。

管理は必要ありませんが、輸入農産物との混入の可能性が生じる段階、具体的には国産品と輸入品の両方を取り扱っている問屋等以降の段階においては「流通マニュアル」(GM-46 参照) 又はこれに準じた方法により管理及び確認をしてください。

(②について) (略)

(③について)

コンテナや袋詰めで輸送される大豆、とうもろこし及びばれいしょ加工品については、当該農産物又は加工食品がコンテナや袋詰めされる以前の生産、流通の段階と、コンテナや袋詰め時の密封状態が解かれた以降の流通、加工の段階において、「流通マニュアル」又はこれに準じた方法により管理及び確認をすることが必要です。コンテナや袋詰めされている間は、他の農産物(又は他の農産物を原材料とする他の加工食品)と混ざることはありませんので、その積み卸し等があったとしても、その間の特段の管理及び確認の必要はありません。

(④について) (略)

(⑤について)

遺伝子組換え農産物を商業栽培していないハワイ州以外の生鮮パパイヤについては、生鮮食品の表示基準における原産地表示の義務付け及び(GM-46)の4のシール貼付により、ハワイ州産パパイヤと混入する可能性はないと考えられることから、日本国内において「流通マニュアル」に準じた分別生産流通管理を実施する必要はありません。

(⑥について) (略)

(GM-47) ~ (GM-51) (略)

(GM-52) 遺伝子組換えに関する表示の具体的な表示例を示してください。

(答)

1 大豆を主な原材料とする食品の表示

① 遺伝子組換え大豆を分別していない大豆を原材料としている場合

名称	〇〇
原材料名	大豆 (遺伝子組換え不分別)、〇〇、△△

② 遺伝子組換え大豆が混入しないように適切に分別生産流通管理が行われた大豆を原材料としている場合

名称	〇〇
原材料名	はだか麦、大豆、〇〇、△△
	...

又は

名称	〇〇
原材料名	はだか麦、大豆 (遺伝子組換え混入防止管理済)、 〇〇、△△

(⑥について) (略)

(GM-48) ~ (GM-52) (略)

(GM-53) 遺伝子組換えに関する表示の具体的な表示例を示してください。

(答)

1 大豆を主な原材料とする食品の表示

① 遺伝子組換え大豆を分別していない大豆を原材料としている場合

名称	〇〇
原材料名	大豆 (遺伝子組換え不分別)、〇〇、△△

② 遺伝子組換え大豆が混入しないように適切に分別生産流通管理が行われた大豆を原材料としている場合

なお、令和5年4月1日以降、「遺伝子組換えでない」旨の表示は、適切に分別流通管理を行った上で、遺伝子組換え農産物の混入がないと認められる大豆及びこれを原材料とする加工食品に限り、表示することができるようになりますので、御注意ください。

名称	〇〇
原材料名	はだか麦、大豆、〇〇、△△
	...

又は

名称	〇〇
原材料名	はだか麦、大豆 (遺伝子組換え混入防止管理済)、 〇〇、△△

・・・

又は

名称	〇〇
原材料名	はだか麦、大豆、〇〇、△△
・・・	

原材料に使用した大豆は、遺伝子組換えの混入を防ぐため分別生産流通管理を行っています。

③ 遺伝子組換え大豆が混入しないように適切に分別生産流通管理が行われ、かつ混入がないことを確認した大豆を原材料としている場合

名称	〇〇
原材料名	はだか麦、大豆、〇〇、△△
・・・	

又は

名称	〇〇
原材料名	はだか麦、大豆（遺伝子組換えでない）、〇〇、△△
・・・	

又は

<u>名称</u>	<u>〇〇</u>
<u>原材料名</u>	<u>はだか麦、大豆、〇〇、△△</u>
<u>・・・</u>	

・・・

又は

名称	〇〇
原材料名	はだか麦、大豆（ <u>分別生産流通管理済み</u> ）、〇〇、△△
・・・	

又は

<u>名称</u>	<u>〇〇</u>
<u>原材料名</u>	<u>はだか麦、大豆（遺伝子組換えでない）、〇〇、△△</u>
<u>・・・</u>	

③ 令和5年4月1日以降、遺伝子組換え大豆が混入しないように適切に分別生産流通管理が行われ、混入がないことを確認した大豆を原材料としている場合

名称	〇〇
原材料名	はだか麦、大豆、〇〇、△△
・・・	

又は

名称	〇〇
原材料名	はだか麦、大豆（遺伝子組換えでない）、〇〇、△△
・・・	

原材料に使用した大豆は、非遺伝子組換えのものです。

2 とうもろこしを主な原材料とする食品の表示例

- ① 遺伝子組換えとうもろこしを分別していないとうもろこしを原材料としている場合

名称	〇〇
原材料名	とうもろこし（遺伝子組換え不分別）、〇〇、△△
・・・	

- ② 遺伝子組換えとうもろこしが混入しないように適切に分別生産流通管理が行われたとうもろこしを原材料としている場合

名称	〇〇
原材料名	とうもろこし、〇〇、△△
・・・	

又は

名称	〇〇
原材料名	とうもろこし（遺伝子組換え混入防止管理済）、〇〇、△△
・・・	

又は

名称	〇〇
原材料名	とうもろこし、〇〇、△△

2 とうもろこしを主な原材料とする食品の表示例

- ① 遺伝子組換えとうもろこしを分別していないとうもろこしを原材料としている場合

名称	〇〇
原材料名	とうもろこし（遺伝子組換え不分別）、〇〇、△△
・・・	

- ② 遺伝子組換えとうもろこしが混入しないように適切に分別生産流通管理が行われたとうもろこしを原材料としている場合

なお、令和5年4月1日以降、「遺伝子組換えでない」旨の表示は、適切に分別流通管理を行った上で、遺伝子組換え農産物の混入がないと認められるとうもろこし及びこれを原材料とする加工食品に限り、表示することができるようになりますので、御注意ください。

名称	〇〇
原材料名	とうもろこし、〇〇、△△
・・・	

又は

名称	〇〇
原材料名	とうもろこし（遺伝子組換え混入防止管理済）、〇〇、△△
・・・	

又は

名称	〇〇
原材料名	とうもろこし（ <u>分別生産流通管理済み</u> ）、〇〇、△△

...

原材料に使用したとうもろこしは、遺伝子組換えの混入を防ぐため分別生産流通管理を行っています。

③ 遺伝子組換えとうもろこしが混入しないように適切に分別生産流通管理が行われ、かつ混入がないことを確認したとうもろこしを原材料としている場合

名称 ○○  
原材料名 とうもろこし、○○、△△  
...

又は

名称 ○○  
原材料名 とうもろこし (遺伝子組換えでない)、○○、△△  
...

又は

名称 ○○  
原材料名 とうもろこし、○○、△△  
...

原材料に使用したとうもろこしは、非遺伝子組換えものです。

3 (略)

(GM-53) ~ (GM-56) (略)

...

又は

名称 ○○  
原材料名 とうもろこし (遺伝子組換えでない)、○○、△△  
...

③ 令和5年4月1日以降、遺伝子組換えとうもろこしが混入しないように適切に分別生産流通管理が行われ、混入がないことを確認したとうもろこしを原材料としている場合

名称 ○○  
原材料名 とうもろこし、○○、△△  
...

又は

名称 ○○  
原材料名 とうもろこし (遺伝子組換えでない)、○○、△△  
...

3 (略)

(GM-54) ~ (GM-57) (略)



(GM-57) 高リシンとうもろこしの表示対象と表示例を教えてください。

(答)

1・2 (略)

3 具体的な表示例は、(GM-56) を参照してください。

(GM-58) (略)

(GM-59) 以下のような表示は可能ですか。

- ① 「遺伝子組換え飼料不使用の牛の生乳」、「肉牛は遺伝子組換えでない飼料で育てました」
- ② 「遺伝子組換えでない牛乳 (卵)」

(答)

(①について)

1 (略)

2 また、食品表示基準における「遺伝子組換えでない」旨の任意表示は、遺伝子組換え農産物の意図せざる混入がない場合にのみ表示することができることに鑑みれば、それと同じレベルを担保するか、又は、具体的にどのような飼料を用いているかを、消費者が適切に認識できるように表示する必要があると考えます。例えば、適切に分別生産流通管理された飼料で飼育された場合は、「遺伝子組換え農産物の混入を防ぐために分別生産流通管理された飼料で飼育された牛の生乳を使用」等、正確に表現することが望ましいと考えます。

(GM-58) 高リシンとうもろこしの表示対象と表示例を教えてください。

(答)

1・2 (略)

3 具体的な表示例は、(GM-57) を参照してください。

(GM-59) (略)

(GM-60) 以下のような表示は可能ですか。

- ① 「遺伝子組換え飼料不使用の牛の生乳」、「肉牛は遺伝子組換えでない飼料で育てました」
- ② 「遺伝子組換えでない牛乳 (卵)」

(答)

(①について)

1 (略)

2 また、令和5年4月1日以降、食品表示基準における「遺伝子組換えでない」旨の任意表示は、遺伝子組換え農産物の意図せざる混入がない場合にのみ表示することができることに鑑みれば、それと同じレベルを担保するか、又は、具体的にどのような飼料を用いているかを、消費者が適切に認識できるように表示する必要があると考えます。例えば、適切に分別生産流通管理された飼料で飼育された場合は、「分別生産流通管理された飼料で飼育された牛の生乳を使用」等、正確に表現することが望ましいと考えます。

<p>(②について)</p> <p>3 (略)</p> <p>(GM-60) (略)</p>	<p>(②について)</p> <p>3 (略)</p> <p>(GM-61) (略)</p>
<p>(GM-61) 遺伝子組換え表示の監視はどのように行われるのですか。</p>	<p>(GM-62) 遺伝子組換え表示の監視はどのように行われるのですか。</p>
<p>(答)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 また、「遺伝子組換えでない」旨の表示については、その原料農産物の分別生産流通管理がなされている旨の書類、遺伝子組換え農産物が混入していないことの根拠の確認等の社会的検証に加え、科学的検証の手法で原料の大豆やとうもろこしにおいて遺伝子組換え農産物を含まないことを確認します。</p> <p>(GM-62) (略)</p>	<p>(答)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 また、<u>令和5年4月1日以降</u>、「遺伝子組換えでない」旨の表示については、その原料農産物の分別生産流通管理がなされている旨の書類、遺伝子組換え農産物が混入していないことの根拠の確認等の社会的検証に加え、科学的検証の手法で原料の大豆やとうもろこしにおいて遺伝子組換え農産物を含まないことを確認します。</p> <p>(GM-63) (略)</p>
<p>(GM-63) 遺伝子組換え大豆及びとうもろこし<u>が混入しないように</u>分別生産流通管理が行われた旨の表示を付したものについて、5%を超える遺伝子組換えの混入があることが判明した場合など、不適正な表示については、どのような措置がとられるのですか。</p>	<p>(GM-64) <u>非</u>遺伝子組換え大豆及びとうもろこし<u>を</u>分別生産流通管理し、<u>「遺伝子組換えでない」</u>旨の表示を付したものについて、5%を超える遺伝子組換えの混入があることが判明した場合など、不適正な表示については、どのような措置がとられるのですか。</p>
<p>(答)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 大豆やとうもろこしについて、原材料名だけの表示又は適切に分別生産流通管理を行っている旨の表示は、分別生産流通管理が適切に行われた前提の</p>	<p>(答)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 大豆やとうもろこしについて、原材料名だけの表示又は適切に分別生産流通管理を行っている旨<u>若しくは「遺伝子組換えでない」旨</u>の表示は、分別生</p>

上で認められるものであり、例えば、分別生産流通管理を確認していないが結果として遺伝子組換え農産物の混入率が5%以下であった場合や、意図的に遺伝子組換え農産物を混入した場合には「遺伝子組換え不分別」等と表示する必要があり、「遺伝子組換え混入防止管理済」等という表示は不適正な表示であるといえます。

このような場合には、必要に応じ、生産・流通の過程を遡って、証明書、伝票、分別流通の実際取扱い等をチェックし、不十分な場合にはその結果に応じて、食品表示法に基づき指示、命令、罰則等、所要の措置を講ずることとなります。

- 3 「遺伝子組換えでない」旨の表示にあつては、分別生産流通管理が適切に行われていることに加え、遺伝子組換え農産物が含まれていないことが必要になりますが、行政が行う科学的検証及び社会的検証の結果において、原料農産物に遺伝子組換え農産物が含まれていることが確認された場合は、「遺伝子組換えでない」という表示は不適正な表示となり、食品表示法に基づき指示、命令、罰則等、所要の措置を講ずることとなります。

(GM-64) (略)

参考図表1 【図：遺伝子組換え食品の表示方法】

(1) (略)

(2) 組成、栄養価等が通常の農産物と同等のもの

産流通管理が適切に行われた前提の上で認められるものであり、例えば、分別生産流通管理を確認していないが結果として遺伝子組換え農産物の混入率が5%以下であった場合や、意図的に遺伝子組換え農産物を混入した場合には「遺伝子組換え不分別」等と表示する必要があり、「遺伝子組換え混入防止管理済」等という表示は不適正な表示であるといえます。

このような場合には、必要に応じ、生産・流通の過程を遡って、証明書、伝票、分別流通の実際取扱い等をチェックし、不十分な場合にはその結果に応じて、食品表示法に基づき指示、命令、罰則等、所要の措置を講ずることとなります。

- 3 なお、令和5年4月1日以降、「遺伝子組換えでない」旨の表示にあつては、分別生産流通管理が適切に行われていることに加え、遺伝子組換え農産物が含まれていないことが必要になりますが、行政が行う科学的検証及び社会的検証の結果において、原料農産物に遺伝子組換え農産物が含まれていることが確認された場合は、「遺伝子組換えでない」という表示は不適正な表示となり、食品表示法に基づき指示、命令、罰則等、所要の措置を講ずることとなります。

(GM-65) (略)

参考図表1 【図：遺伝子組換え食品の表示方法】

(1) (略)

(2) 組成、栄養価等が通常の農産物と同等のもの

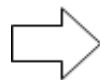
① 加工後も組み換えられたDNA又はこれによって生じたたんぱく質が検出できる加工食品（豆腐、コーンスナック菓子等）

ア 分別生産流通管理が行われた遺伝子組換え農産物を原材料とする場合



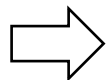
「大豆（遺伝子組換え）」等の義務表示

イ 遺伝子組換え農産物と非遺伝子組換え農産物が不分別の農産物を原材料とする場合



「大豆（遺伝子組み換え不分別）」等の義務表示

ウ 遺伝子組換え農産物が混入しないように分別生産流通管理が行われた農産物を原材料とする場合



「大豆（遺伝子組換え混入防止管理）」等の任意表示

① 加工後も組み換えられたDNA又はこれによって生じたたんぱく質が検出できる加工食品（豆腐、コーンスナック菓子等）

ア 分別生産流通管理が行われた遺伝子組換え農産物を原材料とする場合



「大豆（遺伝子組換え）」等の義務表示

イ 遺伝子組換え農産物と非遺伝子組換え農産物が不分別の農産物を原材料とする場合



「大豆（遺伝子組み換え不分別）」等の義務表示

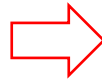
ウ 分別生産流通管理が行われた非遺伝子組換え農産物を原材料とする場合



「大豆（遺伝子組換えでない）」等の任意表示

エ 遺伝子組換え農産物

が混入しないように分  
別生産流通管理が行  
われ、かつ遺伝子組換  
え農産物の混入がない  
と認められる農産物を  
原材料とする場合



「大豆（遺伝子組換えでない）」等の任意  
表示

② (略)

参考図表2 【表：遺伝子組換え食品の義務表示対象品目リスト】

食品の分類	義務表示の対象品目	表示方法
① 組成、栄養価 等が通常の農 産物と著しく 異なる遺伝子 組換え農産物 及びこれを原 材料とする加 工食品	① ステアリドン酸産生大豆、高リ シンとうもろこし、DHA・EPA 産生 なたね ② ①を主な原材料とするもの（当 該形質を有しなくなったものを除 く。） ③ ②を主な原材料とするもの	「大豆(ステアリ ドン酸産生遺伝 子組換え)」等の 義務表示
② 組成、栄養価 等が通常の農 産物と同等で ある遺伝子組 換え農産物が	<b>農産物</b> 9つ 大豆(枝豆、大豆もやしを含む。)、と うもろこし、ばれいしょ、菜種、綿実、 アルファルファ、てん菜、パパイヤ、 からしな	・分別生産流通 管理が行われ た遺伝子組換 え農産物を原 材料とする場

② (略)

参考図表2 【表：遺伝子組換え食品の義務表示対象品目リスト】

食品の分類	義務表示の対象品目	表示方法
① 組成、栄養価 等が通常の農 産物と著しく 異なる遺伝子 組換え農産物 及びこれを原 材料とする加 工食品	① ステアリドン酸産生大豆、高リ シンとうもろこし、DHA・EPA 産生 なたね ② ①を主な原材料とするもの（当 該形質を有しなくなったものを除 く。） ③ ②を主な原材料とするもの	「大豆(ステアリ ドン酸産生遺伝 子組換え)」等の 義務表示
② 組成、栄養価 等が通常の農 産物と同等で ある遺伝子組 換え農産物が	<b>農産物</b> 9つ 大豆(枝豆、大豆もやしを含む。)、と うもろこし、ばれいしょ、菜種、綿実、 アルファルファ、てん菜、パパイヤ、 からしな	・分別生産流通 管理が行われ た遺伝子組換 え農産物を原 材料とする場

<p>存在する作目 (大豆、とうもろこし、ばれいしょ、菜種、綿実、アルファルファ、てん菜、パパイヤ、からしな)に係る農産物及びこれを原材料とする加工食品であって、加工工程後も組み換えられたDNA又はこれによって生じたたんぱく質が残存するもの</p>	<p><b>加工食品</b> 33 食品群 (1) 豆腐・油揚げ類 (2) 凍り豆腐、おから及びゆば (3) 納豆 (4) 豆乳類 (5) みそ (6) 大豆煮豆 (7) 大豆缶詰及び大豆瓶詰 (8) きな粉 (9) 大豆いり豆 (10) 1 から 9 までに掲げるものを主な原材料とするもの (11) 調理用の大豆を主な原材料とするもの (12) 大豆粉を主な原材料とするもの (13) 大豆たんぱくを主な原材料とするもの (14) 枝豆を主な原材料とするもの (15) 大豆もやしを主な原材料とするもの (16) コーンスナック菓子 (17) コーンスターチ (18) ポップコーン (19) 冷凍とうもろこし (20) とうもろこし缶詰及びとうも</p>	<p>合 → 「大豆(遺伝子組換え)」等の義務表示  ・ 遺伝子組換え農産物と非遺伝子組換え農産物が不分別の農産物を原材料とする場合 → 「大豆(遺伝子組換え不分別)」等の義務表示  ・ 遺伝子組換え農産物が混入しないように分別生産流通管理が行われた対象農産物を原材料とする場合</p>	<p>存在する作目 (大豆、とうもろこし、ばれいしょ、菜種、綿実、アルファルファ、てん菜、パパイヤ、からしな)に係る農産物及びこれを原材料とする加工食品であって、加工工程後も組み換えられたDNA又はこれによって生じたたんぱく質が残存するもの</p>	<p><b>加工食品</b> 33 食品群 (1) 豆腐・油揚げ類 (2) 凍り豆腐、おから及びゆば (3) 納豆 (4) 豆乳類 (5) みそ (6) 大豆煮豆 (7) 大豆缶詰及び大豆瓶詰 (8) きな粉 (9) 大豆いり豆 (10) 1 から 9 までに掲げるものを主な原材料とするもの (11) 調理用の大豆を主な原材料とするもの (12) 大豆粉を主な原材料とするもの (13) 大豆たんぱくを主な原材料とするもの (14) 枝豆を主な原材料とするもの (15) 大豆もやしを主な原材料とするもの (16) コーンスナック菓子 (17) コーンスターチ (18) ポップコーン (19) 冷凍とうもろこし (20) とうもろこし缶詰及びとうも</p>	<p>合 → 「大豆(遺伝子組換え)」等の義務表示  ・ 遺伝子組換え農産物と非遺伝子組換え農産物が不分別の農産物を原材料とする場合 → 「大豆(遺伝子組換え不分別)」等の義務表示  ・ 遺伝子組換え農産物が混入しないように分別生産流通管理が行われた対象農産物を原材料とする場合</p>
--	--	---	--	--	---

	<p>ろこし瓶詰</p> <p>(21) コーンフラワーを主な原材料とするもの</p> <p>(22) コーングリッツを主な原材料とするもの（コーンフレーク除く。）</p> <p>(23) 調理用のとうもろこしを主な原材料とするもの</p> <p>(24) 16 から 20 までに掲げるものを主な原材料とするもの</p> <p>(25) ポテトスナック菓子</p> <p>(26) 冷凍ばれいしょ</p> <p>(27) 乾燥ばれいしょ</p> <p>(28) ばれいしょでん粉</p> <p>(29) 25 から 28 までに掲げるものを主な原材料とするもの</p> <p>(30) 調理用のばれいしょを主な原材料とするもの</p> <p>(31) アルファルファを主な原材料とするもの</p> <p>(32) 調理用のてん菜を主な原材料とするもの</p> <p>(33) パパイヤを主な原材料とするもの</p>	<p>→ 「大豆（<u>遺伝子組換え混入防止管理済</u>）」等の任意表示</p> <p>・ 分別生産流通管理が行われ、遺伝子組換え農産物の混入がない非遺伝子組換え農産物を原材料とする場合</p> <p>→ 「大豆（<u>遺伝子組換えでない</u>）」等の任意表示</p>		<p>ろこし瓶詰</p> <p>(21) コーンフラワーを主な原材料とするもの</p> <p>(22) コーングリッツを主な原材料とするもの（コーンフレーク除く。）</p> <p>(23) 調理用のとうもろこしを主な原材料とするもの</p> <p>(24) 16 から 20 までに掲げるものを主な原材料とするもの</p> <p>(25) ポテトスナック菓子</p> <p>(26) 冷凍ばれいしょ</p> <p>(27) 乾燥ばれいしょ</p> <p>(28) ばれいしょでん粉</p> <p>(29) 25 から 28 までに掲げるものを主な原材料とするもの</p> <p>(30) 調理用のばれいしょを主な原材料とするもの</p> <p>(31) アルファルファを主な原材料とするもの</p> <p>(32) 調理用のてん菜を主な原材料とするもの</p> <p>(33) パパイヤを主な原材料とするもの</p>	<p>→ 「大豆（<u>遺伝子組換えでない</u>）」、「大豆（<u>分別生産流通管理済み</u>）」等の任意表示</p> <p>・ <u>（令和 5 年 4 月 1 日以降）</u> 分別生産流通管理が行われ、遺伝子組換え農産物の混入がない非遺伝子組換え農産物を原材料とする場合</p> <p>→ 「大豆（<u>遺伝子組換えでない</u>）」等の任意表示</p>
<p>③ 組成、栄養価等が通常の農</p>	<p>しょうゆ</p> <p>大豆油</p>	<p>表示不要</p> <p>（ただし、表示す</p>	<p>③ 組成、栄養価等が通常の農</p>	<p>しょうゆ</p> <p>大豆油</p>	<p>表示不要</p> <p>（ただし、表示す</p>

<p>産物と同等である遺伝子組換え農産物が存在する作目（大豆、とうもろこし、ばれいしょ、菜種、綿実、アルファルファ、てん菜、パパイヤ、からしな）に係る農産物を原材料とする加工食品であって、組み換えられたDNA及びこれによって生じたたん白質が加工工程で除去・分解等されることにより、食品中に残存しないもの</p>	<p>コーンフレーク 水飴 異性化液糖 デキストリン コーン油 菜種油 綿実油 砂糖（てん菜を主な原材料とするもの） これらを主な原材料とする食品</p>	<p>る場合には、上記②の表示方法に準じた方法で実施)</p>	<p>産物と同等である遺伝子組換え農産物が存在する作目（大豆、とうもろこし、ばれいしょ、菜種、綿実、アルファルファ、てん菜、パパイヤ、からしな）に係る農産物を原材料とする加工食品であって、組み換えられたDNA及びこれによって生じたたん白質が加工工程で除去・分解等されることにより、食品中に残存しないもの</p>	<p>コーンフレーク 水飴 異性化液糖 デキストリン コーン油 菜種油 綿実油 砂糖（てん菜を主な原材料とするもの） これらを主な原材料とする食品</p>	<p>る場合には、上記②の表示方法に準じた方法で実施)</p>
---	---	---------------------------------	---	---	---------------------------------

別添 ゲノム編集技術応用食品に関する事項～別添 食品添加物の不使用表示に関するガイドライン

別添 ゲノム編集技術応用食品に関する事項～別添 食品添加物の不使用表示に関するガイドライン